

秋田県木材利用促進条例第14条の規定に基づく指針

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第10条の規定
に基づく「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に即した県方針

第2期 木材利用の促進に関する指針

令和4年3月

秋 田 県

< 目 次 >

第1章 指針策定の趣旨	1
1 「木材の利用の促進に関する指針」の策定	1
2 指針の策定に当たっての基本的考え方	1
3 指針の実施期間	1
第2章 木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策	2
1 木材の利用の促進に必要な施策の方向	2
（1）木材の優先利用の促進に関する施策	2
（2）県産木材の利用の促進に関する施策	3
（3）県産木材製品の国内販売及び輸出の促進に関する施策	3
2 木材の利用の促進に必要な技術の開発	3
3 木材の利用の促進に必要な人材の育成	3
第3章 基本的施策を推進するために必要な事項	4
1 全ての関係者による主体的な取組	4
2 条例・指針及び法の県民等への周知・普及	4
3 基本的施策の検証及び推進	4
4 市町村との連携	4
第4章 木材の利用の推進のための具体的施策	5
1 施策のねらい	5
2 施策の方向性	5
3 具体的に取り組む施策	6
（1）木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策	6
①木材の優先利用の促進のための施策	6
②県産木材の利用の促進のための施策	8
③県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策	10
（2）木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策	11
（3）木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策	12
別記 建築物における木材利用の促進に関する基本的事項	13
1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	13
2 公共建築物等における木材の利用の目標	13
3 建築用等木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項	14
4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項	14
資料編 秋田県木材利用促進条例	15

第1章 指針策定の趣旨

1 「木材利用の促進に関する指針」の策定

「秋田県木材利用促進条例（平成28年3月15日秋田県条例第6号）」（以下、「条例」という。）は、木材利用の促進に関する施策を総合的に推進し、本県の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与するため、議員提案により制定されました。

条例では、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民、その他の木材利用に関係がある者が相互に連携して、日常生活や事業活動における木材利用の促進に県全体で取り組んでいくことを宣言しています。

この条例に則し、これまでの木材利用への取組の成果を生かしつつ、新たな視点を加えた施策の展開により様々な課題を解決し、本県の林業及び木材産業を成長産業として発展させていくことが重要です。

本指針は、このような考え方のもと、平成29年3月に策定し、これまで各種施策・事業を展開してまいりました。

引き続き、時代の潮流や社会情勢を踏まえ、新たな取組指針となる「第2期木材利用の促進に関する指針」を策定したものです。

なお、本指針を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下、「法」という。）第10条第1項の規定により定められた「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」（以下、「国基本方針」という。）に即した建築物における木材の利用の促進に関する県の方針とします。

2 指針の策定に当たっての基本的考え方

木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与するという条例に掲げる目標を実現するため、条例第14条に基づき、「木材利用の促進に関する指針」を定め、これに基づく施策を体系的に講じていくこととします。

本指針は、県政の運営指針である「秋田元気創造プラン」及び「ふるさと秋田農林水産ビジョン」とその目標を共有し、本県の木材利用の促進に向けた施策の基本方向を明らかにしたものです。

3 指針の実施期間

本指針の実施期間は、「令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間」とします。

第2章 木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策

1 木材の利用の促進に必要な施策の方向

森林は二酸化炭素を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで長期間貯蔵することができることから、「2050 年カーボンニュートラルの実現」に貢献するため、「伐って、使って、植える、育てる」という森林資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することが有効です。

また、本県においては、少子高齢化が急速に進展しており、県内経済や地域社会が大きな転換点を迎えている中、地方創生に貢献できる産業として、林業及び木材産業への期待が高まっています。

木材の利用をめぐっては、住宅建築に加え、学校、庁舎、店舗、倉庫、畜舎などの非住宅分野の建築物の木造・木質化や、木質バイオマスのエネルギー利用などの情勢変化、CLTや木質耐火部材等をはじめとした新たな木質部材の開発や技術革新のスピードの加速化など、新たな動きが出てきています。

こうした時代の潮流を的確にとらえ、木材の利用促進を図るために、次のような県の基本的施策を講じます。

なお、法第10条第1項の規定に基づき定められた国基本方針に即し、法第11条第2項に基づき、秋田県域内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材の利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項について、別紙「建築物における木材利用の促進に関する基本的事項」により定め、これに取組みます。

(1) 木材の優先利用の促進に関する施策

木材の優先利用を促進するため、県民及び事業者が、木材を利用することの重要性に関する認識を共有し、日常生活及び事業活動において、他の素材から木材を使用した製品の優先的な利用（ウッドファースト）を促進します。

そのためには、豊富な森林資源を有する本県が二酸化炭素吸収や炭素貯蔵の機能を高度に発揮させながら、循環利用し、カーボンニュートラルに貢献することが重要であることから、森林整備や木材利用による二酸化炭素吸収・炭素貯蔵効果等に加え、木材の利用が人と環境にやさしい暮らしや街づくりのために役立つことについて普及啓発します。

また、消費者や実需者に、適正な伐採により生産された合法木材・木材製品を選択してもらうため、それらについての普及に取り組めます。

(2) 県産木材の利用の促進に関する施策

県産木材の利用を促進するため、森林所有者や林業事業者は、県内の木材産業事業者（製材、合板、集成材、家具、木質燃料等）に、県内で生産された木材（丸太、残材）を原材料として供給することを通じて、林業の活性化や森林の適切な整備（公益的機能の発揮）へ貢献するよう取組めます。

また、木材産業事業者は、品質・性能の確かな製品を供給する取組はもとより、多様化する消費者のニーズを的確に把握することにより、それらに対応した付加価値の向上などに取組めます。

(3) 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進に関する施策

国内における木材需要の変化に対応しつつ、住宅及び非住宅分野における需要の拡大と新たな需要の創出に取組むとともに、海外からの製品ニーズに対応した供給体制を構築し、県産木材製品の販路を拡大するため、輸出に取組めます。

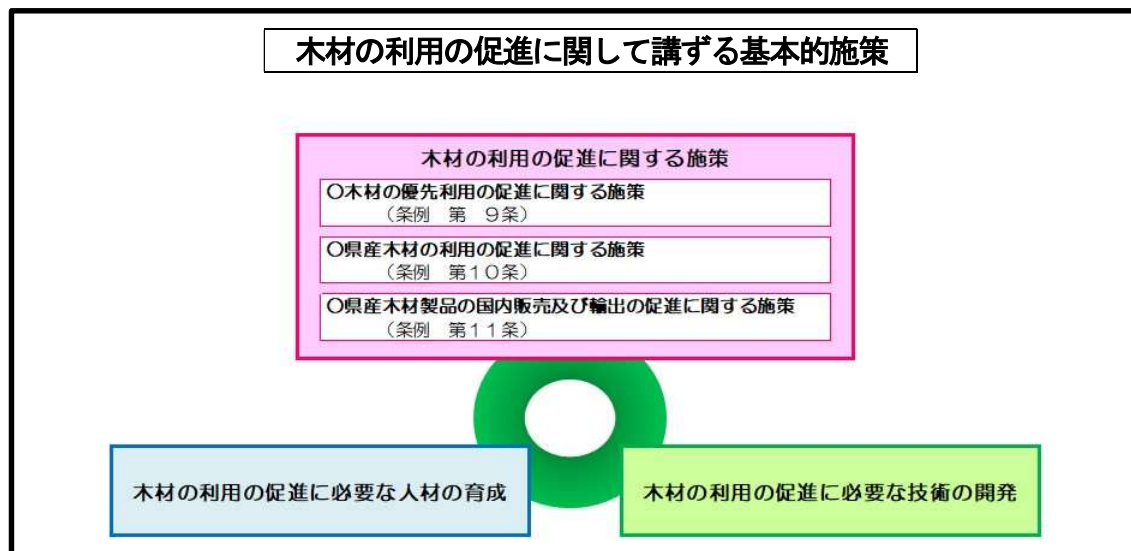
2 木材の利用の促進に必要な技術の開発

木材の利用は高度化・多様化しており、木材産業事業者が抱える課題に的確に対応するため、新たな技術の開発や創意工夫を引き出すことが必要です。

そのため、木材に関する専門教育研究機関である秋田県立大学木材高度加工研究所において、木材の加工・利用に関する研究や技術開発を推進します。

3 木材の利用の促進に必要な人材の育成

木材利用の促進を図るため、木造建築に携わる設計者や建築技能者等に対し、木材利用に適確に対応できる能力や現場に立脚した実践力の向上など、人材育成に取組めます。



第3章 基本的施策を推進するために必要な事項

1 全ての関係者による主体的な取組

木材利用の促進を図るためには、森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者が一体となって努力してだけでなく、県民各界各層の幅広い理解を得ていくことが重要です。

そのためには、林業・木材産業の果たす役割や木材利用の意義を県民一人一人が理解し、社会全体で支えていこうという気運を醸成していく必要があります。

2 条例・指針及び法の県民等への周知・普及

木材利用の促進の重要性や条例及び法の基本理念、県民の協力の必要性、県の施策などについて広く情報発信しながら、県民や事業者に対し、条例や指針及び法の理解を深める機会を提供します。

3 基本的施策の検証及び推進

指針に基づく各施策の実施に当たっては、社会情勢の変化に的確に対応するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民からなる「秋田県木材利用促進委員会」を開催し、木材利用の促進に関する各施策について広く意見を聴く機会を設け、各施策の検証を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、木材利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表します。

4 市町村との連携

木材利用を促進するためには、法第12条の規定により策定した市町村区域内の建築物における木材利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）等に基づき、市町村自ら整備する公共建築物の木造・木質化を促進するとともに、同区域内で木材が利用されるよう事業者等の理解と協力を得ることが重要であることから、県は、木材利用に関する情報の提供、助言その他の必要な協力をを行い、市町村と連携して取組を進めます。

第4章 木材の利用の促進のための具体的施策

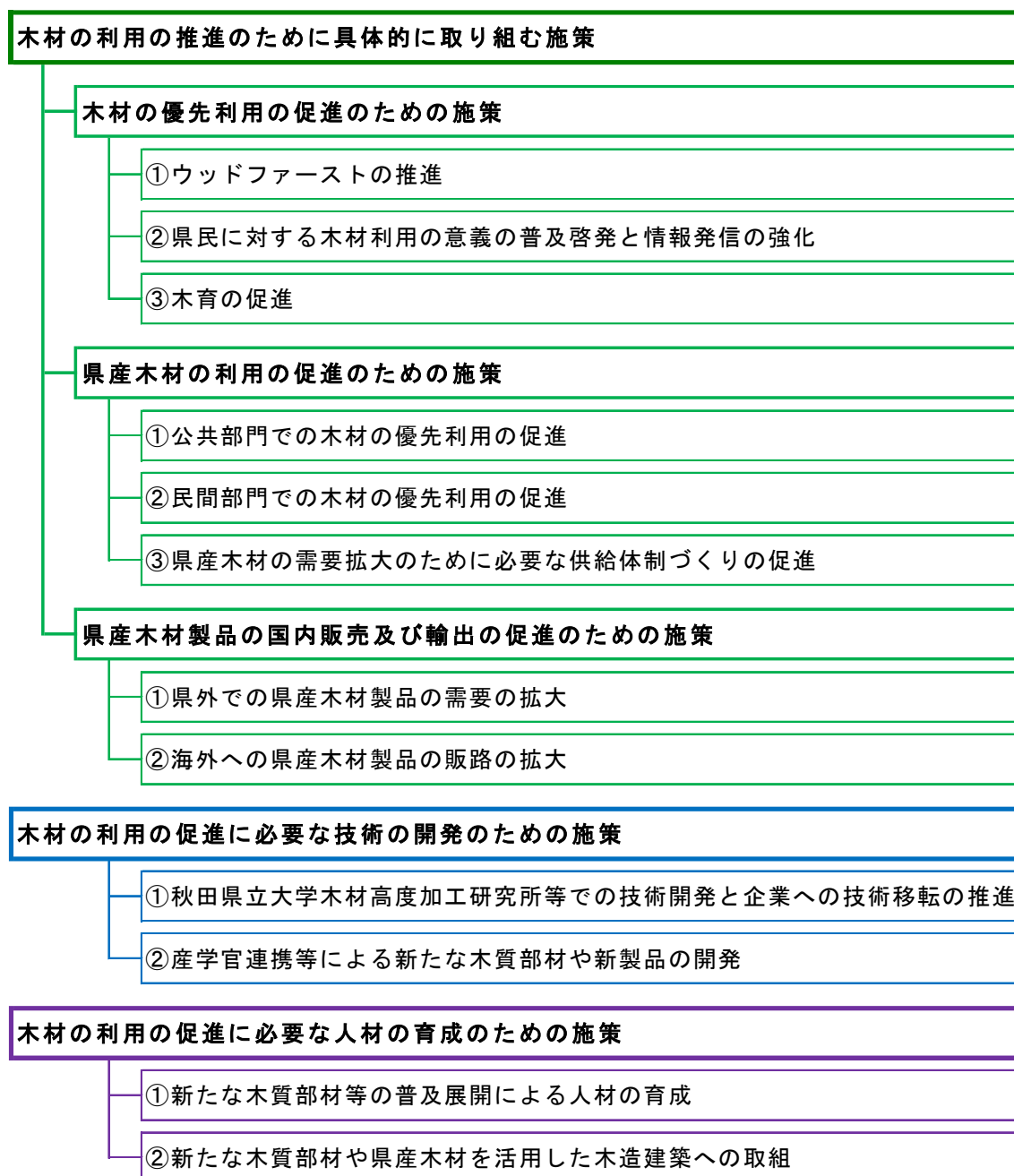
1 施策のねらい

県は、木材利用の促進に関する施策を総合的に推進し、県産木材の需要を拡大することにより、県内の林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化を図ります。

2 施策の方向性

県は、木材利用が加速的に促進されるよう、第2章で示した基本的施策を受け、以下の体系により具体的な施策に取り組めます。

■木材利用促進のための施策の体系



3 具体的に取り組む施策

(1) 木材の利用の促進のために具体的に取り組む施策

① 木材の優先利用の促進のための施策

日常生活や事業活動の場面において、木材を優先して利用する「ウッドファースト」な社会を実現するためには、県民意識の高揚を図ることが必要です。

木材は、調湿や断熱、癒やし効果に優れ、健康で快適な生活を送るために必要な自然素材であること、木材の利用が二酸化炭素の吸収・固定・貯蔵により地球温暖化防止に貢献することなど、木材の正確な情報の発信など広報の充実に努めるとともに、「木育」を進めることにより、木の良さや木材の利用の意義への理解の醸成を図ります。

取組1 ウッドファーストの推進

- 木材利用が地球温暖化防止や地方創生に果たす意義、木造・木質化のモデル建築物等の紹介など、普及啓発に取り組めます。



(木造化) 道の駅ふたつ



(木質化) 旧勇駒酒造



(木質化) 石孫本店 母屋・作業蔵



(木質化) 秋田スズキ 本店・本社屋

[木造・木質化モデル建築物]

取組２ 県民に対する木材利用の意義の普及啓発と情報発信の強化

- 木材利用に関する実践活動が他の模範となる個人又は団体を表彰し、その活動事例を広く県民に紹介し、木材利用の一層の普及を図ります。
- 公共や民間での建築物の木造・木質化を進めるため事例集を作成し、木材利用の普及啓発に努めます。
- 県産木材の利用を促進することを目的として、民間の施設等で使用した木材の二酸化炭素固定量を評価・認証するとともに、炭素の貯蔵効果等を明らかにします。



〔功労者の表彰〕



〔木材利用による炭素貯蔵〕

取組３ 木育の促進

- 市町村が実施するイベントや木育空間の整備のほか、学校での学習及び体験活動、NPO団体等が実施する木育活動などを支援します。



〔民間団体の木育活動〕



〔木育空間の整備〕

② 県産木材の利用の促進のための施策

県が整備する公共建築物等の木造化及び内装等の木質化を推進するとともに、県産木材製品を使用した住宅や民間の非住宅分野での木材利用に加え、木質バイオマスを燃料とするボイラーの導入等により、木質資源の多角的な利用を促進します。

また、トラス等構造部材として一般に流通している木材製品や新たな木材需要の創出に向けたCLTや耐火部材等の新たな木質部材の利用拡大に加え、県産木材の需要を拡大するため、消費者・実需者の求める品質・性能の確かな県産木材製品を供給できるように、木材産業事業者が行う体制づくりを促進します。

取組１ 公共部門での木材の優先利用の促進

- 県が実施する公共建築物等の施設整備に関しては、副知事と関係部局長で組織する県産材利用推進会議において、県産材利用推進計画を定め、公共施設の木造・木質化の取組を推進します。
- 土木分野に関しては、森林土木事業における木製治山ダムや木製残置型柵等の利用拡大や、地盤改良用木杭等の新たな工法の普及を図りながら、木材利用の拡大を推進します。



〔公共建築での木材利用〕



〔公共土木での木材利用〕

取組2 民間部門での木材の優先利用の促進

- 住宅分野での県産木材の需要を拡大するため、新築住宅における県産木材製品の利用を促進します。
- 福祉施設、子育て施設、畜舎、倉庫などの非住宅分野での新たな用途を開拓し、一般に流通している県産木材の活用を図り、木造・木質化を促進します。



〔新築住宅での木材利用〕



〔一般流通材を活用した畜舎〕

取組3 県産木材の需要拡大のために必要な供給体制づくりの促進

- 木材産業事業者が、建築士、プレカット工場、ハウスメーカーや工務店等の住宅供給者、非住宅建築物の施工者等、消費者・実需者が求める品質と性能の確かな認証材などを安定供給できるよう、新たなサプライチェーンの構築や施設整備などの体制づくりを促進します。



〔導入された製材機械〕



〔導入された木材乾燥〕

③ 県産木材製品の国内販売及び輸出の促進のための施策

住宅分野に加え、非住宅分野での木材利用を促進し、新たな木材需要を獲得していくことが重要なため、首都圏などの都市部での販路開拓を図ります。

また、海外での日本製品への関心の高まりを背景として、木材・木製品の海外への販路拡大が重要となる中、県内事業者が県産木材製品の輸出にチャレンジする取組を促進します。

取組 1 県外での県産木材製品の需要の拡大

- 県外の工務店やハウスメーカー、建設事業者等とのネットワーク化を促進し、県産木材製品の販路を開拓するとともに、継続的な需要の確保を図ります。
- 県外で新築される住宅に加え、店舗や社屋等の非住宅建築物の新築に際し、県産木材製品の利用を促進します。
- ウェブサイトやSNS等を活用し、県産木材製品を幅広くPRします。



「県外での木材利用PR」



「内装材webカタログ」

取組２ 海外への県産木材製品の販路の拡大

- 海外に販路を持つ企業等と連携し、スギ製材品を主体とした県産木材製品の販路の拡大を図ります。
- 海外ニーズを踏まえた製品開発や、輸出に向けた生産・販売体制の確立を促進します。



〔輸出セミナー〕

(2) 木材の利用の促進に必要な技術の開発のための施策

秋田県立大学木材高度加工研究所等と連携し、多様な木質部材に対するニーズに応えるため、新たな木質部材等の開発を促進します。

取組 1 秋田県立大学木材高度加工研究所等での技術開発と企業への技術移転の推進

- 秋田県立大学木材高度加工研究所等での県産木材製品の付加価値の向上のための製品開発、木材を活用した新たな工法のために必要な木材の基礎物性・加工・利用に関する研究と技術開発を推進します。
- 研究・技術開発の成果については、秋田県木材加工推進機構を通じ、現場への普及や木材産業事業者等への技術移転を図ります。



〔CLT橋梁用床版の試験〕



〔スギ丸太杭の載荷試験〕

取組 2 産学官連携等による新たな木質部材や新製品の開発

- 県及び試験研究機関、大学・学術団体、民間企業等による産学官が連携し、CLTや耐火部材等の新たな木質部材や県産木材による新製品の開発に向けた取組を促進します。
- 新たな木質部材等をモデル建築物へ使用するなど、建築工法の普及と定着を図ります。



〔木造畜舎設計実証のためのトラス部材の性能検証〕

(3) 木材の利用の促進に必要な人材の育成のための施策

県内の事業者（建築士、建設・建築業者、不動産業者、公共事業発注者（国、県、市町村の建設・営繕関係者等））を対象に、県産木材製品や新たな木質部材を活用した建築物を提案できる人材を育成します。

取組１ 新たな木質部材等の普及展開による人材の育成

- 建築物への木材の利用拡大を図るため、専門家や有識者などを招聘し、県内の事業者を対象としたセミナーを開催するなど、積極的な普及啓発を展開します。



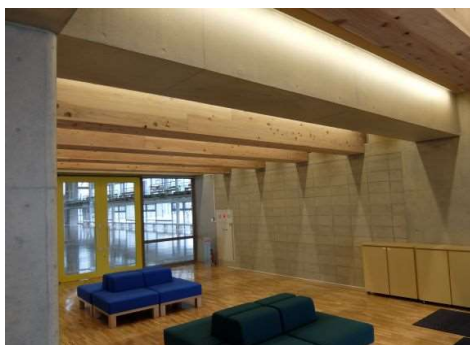
〔育成研修の実施〕



〔トラス活用のための設計への支援〕

取組２ 新たな木質部材や県産木材を活用した木造建築への取組

- 県産木材を活用した木造建築物を地域の力で効率的に建設できるよう、研究機関、行政、木材関係者や設計者、施工者など各分野の関係者が連携した体制づくりに取組みます。



〔体育施設内に仕様されたスギ耐火集成材〕



〔施行中のCLTパネル〕

建築物における木材利用の促進に関する基本的事項

1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

県は、第2章に定める「木材の利用の促進に関して講ずる基本的施策」、第3章に定める「基本的施策を推進するために必要な事項」、第4章に定める「木材の利用のための具体的施策」に掲げる内容に取組み、住宅及び非住宅の建築物における木材利用を促進します。

また、建築物における木材利用の取組が進展するよう、法15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、建築主となる事業者等に対する周知に努めます。

2 公共建築物等における木材の利用の目標

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物で、具体的には、広く県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム・保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館・水泳場等）社会教育施設（図書館等）、公営住宅のほか、研究施設、庁舎等を含むものとします。

（1）木造化

県が整備する公共建築物においては、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を進めるため、進展が見られる技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において木造化が困難であるものを除き、原則として木造化を図るものとします。

（2）内装等の木質化

県は、その整備する公共建築物について、木造化が困難と判断されたものを含め、県民の目に触れる機会が多いと考えられる天井、床、壁窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分で、木材の使用が適切と判断される部分については、木質化を図るものとします。

また、これ以外の部分においても木材の使用が適切と判断される箇所についても、木材の利用に努めるものとします。

(3) 公用備品等における木材利用

県は、その整備する公共建築物において、木材を原料として使用した机、椅子、書棚等の備品や消耗品の導入を図るほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努めるものとします。

(4) 公共土木事業における木材利用

県は、公共土木事業等において、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が強く求められてきていることから、コンクリート構造物の木製残置型枠や丸太柵工など公共土木施設等への木材利用を積極的に推進するとともに、木質系秋田県認定リサイクル製品の利用や新たな用途開発を併せて推進します。

3 建築用等木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の利用を促進するためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要です。また、中大規模建築物における木材の利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった構造的特性には対応した長尺・大断面の木材や、合法伐採木材のほか、木質耐火部材等の建築用木材が適切かつ安定的に供給される必要があります。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、林業機械の導入、森林施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材の利用の動向やニーズ対応した品質・性能の確かな木材製品の生産・加工体制及び適切な供給のための流通体制、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等の取組を促進します。

4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

県が整備する公共建築物における木材の利用の具体的な取組については、県産材利用推進会議により、関係部局との連携を図り、木材の利用の促進に向けた課題について分析を行いながら、総合的に推進します。

資料編

秋田県木材利用促進条例

秋田県条例第6号（平成28年3月15日公布、平成28年4月1日施行）

秋田杉をはじめとする豊かな森林資源に恵まれた本県においては、木材は建築物のみならず、家庭用品や家具、薪炭など生活の多くの場で使われ、曲げわっぱや桶樽などの伝統的工芸品の製造も盛んであり、林業及び木材産業が地域の基盤産業として、本県の経済を支える重要な役割を果たしてきた。

また、木材の利用は、森林の適切な整備を促し、それにより県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止など様々な恩恵を私たちにもたらしてきた。

しかしながら、近年においては、様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用されるようになり、林業及び木材産業は厳しい状況におかれている。

こうした中で、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、林業及び木材産業の振興を図るため、県及び市町村で進めている公共建築物等の木造化及び木質化とともに、日常生活や事業活動における木材の利用の推進に県全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、木材の利用の促進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これに必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、木材の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材の利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 木材の利用 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること（これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。
- 二 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- 三 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）を行う者をいう。
- 四 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 五 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 六 県産木材製品 県内の木材産業事業者により、木材を原材料として製造された製品をいう。
- 七 県産木材の利用 県産木材製品及び県内の森林から産出する木材の利用をいう。
- 八 木材の優先利用 木造によることが可能な建築物は木造にすることなど木材を他の素材又は他の素材を原材料とする製品より優先的に利用することをいう。

(基本理念)

第3条 木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者による創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- 二 県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民その他の木材の利用に関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。
- 三 本県の森林資源を積極的に活用することにより、県土の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的機能の維持増進が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、木材の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(森林所有者及び林業事業者の役割)

第5条 森林所有者及び林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する公益的機能を維持増進させるため、森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、木材産業事業者の安定的な原材料の確保に資するため、木材の計画的な供給に努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第6条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、林業の振興並びに森林の適切な整備及び保全に資するため、県内の森林から産出する木材の利用に努めるものとする。

- 2 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、本県の経済の活性化に資するため、県産木材製品の国内での販売及び輸出の促進に努めるものとする。

(建築関係事業者の協力)

第7条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、建築物における木材の優先利用を促進するため、その事業活動を通じて、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の理解及び協力)

第8条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、木材の優先利用及び県産木材の利用の促進が本県の経済の活性化に資することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産木材製品の利用に協力するよう努めるものとする。

(木材の優先利用の促進)

第9条 県は、県民の日常生活及び事業者の事業活動における木材の優先利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の利用の促進)

第10条 県は、木材産業事業者による県内の森林から産出する木材の利用及び県民等による県産木材製品の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材製品の国内販売及び輸出の促進)

第 1 1 条 県は、木材産業事業者による県産木材製品の国内での販売及び輸出の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 1 2 条 県は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民等が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

（市町村に対する協力）

第 1 3 条 県は、市町村が木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

（指針）

第 1 4 条 知事は、木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、木材の利用の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 木材の利用の促進に関する施策の方向
- 二 木材の利用の促進に必要な技術の開発
- 三 木材の利用の促進に必要な人材の育成
- 四 前三号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の意見を聴くほか、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、指針の変更について準用する。

（施策の実施状況の公表）

第 1 5 条 知事は、毎年、木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

第2期 木材利用の促進に関する指針

令和4（2022）年3月

秋田県 農林水産部 林業木材産業課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

TEL：018-860-1915

FAX：018-860-3828

Email：rinsan@pref.akita.lg.jp